**平成２３年（再イ）第８号**
秋田県雄勝郡羽後町下仙道字棚場49番地
再生債務者　佐藤　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日　秋田地方裁判所横手支部
**平成２３年（再イ）第２４号**
福島市蓬莱町４丁目３番12―11号
再生債務者　松山　敏博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日　　福島地方裁判所
**平成２３年（再イ）第２４号**
福島県いわき市勿来町窪田万谷40番地の３
再生債務者　荒川　吉人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
福島地方裁判所いわき支部
**平成２３年（再イ）第２５号**
福島県いわき市勿来町窪田万谷40番地の３
再生債務者　荒川　君枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
福島地方裁判所いわき支部
**平成２３年（再イ）第２２号**
静岡市葵区古庄３丁目28番26号
再生債務者　齋藤　弘明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
静岡地方裁判所民事第２部
**平成２３年（再イ）第１４号**
静岡県富士宮市小泉2179番地の１
再生債務者　木村　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
静岡地方裁判所富士支部破産係
**平成２３年（再イ）第１７１号**
京都市中京区御幸町通御池上る亀屋町395番地エル・プラド402
再生債務者　森口　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係
**平成２３年（再イ）第１２号**
島根県雲南市木次町里方327番地16
再生債務者　陶山　康彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日　　松江地方裁判所民事部
**平成２３年（再イ）第１４号**
松江市古曽志町567番地233
再生債務者　上濱　耕喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日　　松江地方裁判所民事部
**平成２３年（再イ）第１０号**
広島県福山市春日池６番16号
再生債務者　長澤　良明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
**平成２３年（再イ）第２５号**
高知市加賀野井２丁目15番６号
再生債務者　岡田　幹雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
高知地方裁判所民事部個人再生係
**平成２３年（再イ）第７号**
熊本県宇城市不知火町長崎3313番地３
再生債務者　宮本　忠和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月７日
熊本地方裁判所民事第１部

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年 11 月 18 日
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役東京国立近代美術館長
加茂川幸夫

**○第１号**
1　調達内容
⑴　調達件名　東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務
⑵　調達件名の特質等　入札説明書及び東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）による。
⑶　契約期間　平成24年４月１日から平成27年３月31日まで
⑷　履行場所　東京都千代田区北の丸公園３―１　東京国立近代美術館本館及び東京都千代田区北の丸公園１―１　東京国立近代美術館工芸館
⑸　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、参加資格を満たしていることを証明する書類（以下「入札参加表明書等」という。）、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務（以下「本件業務」という。）の総合評価のための具体的方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を提出することとする。また、入札参加者は本件業務に必要な一切の経費について、入札書に記載の上、提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加者資格
⑴　独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成23年度の関東甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。
⑶　入札参加者は、単独で本件業務が担えない場合は、適正に本件業務を遂行できる共同事業体（本件業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合の扱いは、以下のとおりとする。
ア　入札書類提出時までに共同事業体を結成し代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。
なお、代表者は本件業務に関する美術館との間で行われる報告、調査、指示等の一切の業務について、構成員を代表し又は代理して、その責任において行うものとする。